

障発0331第34号

平成26年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等
に関する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17
年法律第123号）第5条第24項及び第76条第2項の規定に基づく「補
装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成
18年厚生労働省告示第528号）の一部が、平成26年3月31日厚生労
働省告示第161号により別添のとおり改正され、平成26年4月1日から
適用されることとなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準
（平成18年厚生労働省告示第528号）において、消費税非課税物品に
ついては仕入に係る消費税相当額を、消費税課税物品については消費税相
当額を基準額に加えることを定めているところ。今回、平成26年4月1
日予定されている消費税率の改定に伴う所要の改正を行う。

また、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を
講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年度法律第51号）

の一部施行に伴う条項ずれについて改正を行う。

2 改正の概要

○第1項で定める条項について、以下のとおり改正を行う。

[現行] 第5条第24項 → [改正後] 第5条第23項

○第3項で定める額の基準(※)について、以下のとおり改正を行う。

[現行] 100分の103 → [改正後] 100分の104.8

※消費税非課税となる身体障害者用物品についての仕入れ分消費税に相当する分(仕入原価を製品価格の6割と設定)として乗じる割合。

○第4項で定める額の基準(※)について、以下のとおり改正を行う。

[現行] 100分の105 → [改正後] 100分の108

※消費税課税物品についての消費税課税分として乗じる割合。

3 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。